別紙様式 1

宿　舎　現　況　記　録　（　索　引　）

No.____	宿舎(住宅)名	コード番号	No.____	宿舎(住宅)名	コード番号	No.____	宿舎(住宅)名	コード番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（表　面）

No.____	宿舎(住宅)名	コード番号	No.____	宿舎(住宅)名	コード番号	No.____	宿舎(住宅)名	コード番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（裏　面）

調製要領

１．宿舎現況記録は、「索引」を除き、宿舎（住宅）ごとに「土地」、「建物」、「貸与」、「自動車の保管場所」、「自動車の保管場所・貸与」及び「宿舎使用料」の各葉を、若しくは、「土地」、「建物」、「貸与」又は「宿舎使用料」ごとに各宿舎（住宅）の各葉をとりまとめることとし、取扱いの便宜により配列するものとする。

２．「索引」は、宿舎現況記録の最初に配列するものとする。

記載要領

１．No.＿＿＿＿は、宿舎（住宅）ごとに一連番号、又は、宿舎（住宅）を地域ごとに区分して一連番号を記入する。

２．宿舎（住宅）名欄は、当該宿舎に附されている名称を記入する（以下各葉の宿舎（住宅）名欄の記入について同じ。）。

３．コード番号欄は、昭和59年８月27日付蔵理第2992号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達（以下各葉において「蔵理第2992号通達」という。）により付されている宿舎（住宅）コードの番号を記入する。

別紙様式 2

No._____

宿　舎　現　況　記　録（土 地）

所在地		宿舎(住宅)名	

区分	異動		面積			台帳口座番号、借上整理番号又は借上庁舎名、財産所管省庁(部局)	備考
	年　月　日	事　由	増	減	現　在		
国有財産							
借受							
一時使用							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

１　本表は、宿舎（住宅）ごとに別葉とする。

２　所在地欄は、当該土地の都道府県市区町村地番を記入する。ただし、２以上の地番があるときは、その主なるものを記入する。（以下（建物）の所在地欄の記入について同じ。）。

３　異動欄の年月日及び事由欄は、当該土地の面積に異動があつたときに、その年月日及び事由を記入する。

４　異動事由は、蔵理2992号通達に定めるところによる。

５　面積欄は、当該土地の国有財産、借受又は一時使用の別に、その面積を小数点以下第３位以下を切り捨て、第２位までそれぞれ該当する欄に記入する。

６　台帳口座番号、借上整理番号又は借上省庁名、財産所管省庁（部局）欄には、次により記入する。

⑴　国有財産については、当該各省庁の所管にかかる土地について、国有財産台帳の索引番号を記入する（宿舎現況記録（建物）の国有財産台帳口座番号欄の記入について同じ。）。

⑵　借受けについては、当該各省庁の予算をもつて借り受けているものであるときは、当該借受けにかかる整理番号を、又は、財務省（財務局）予算（（項）財務局（目）各省各庁公務員宿舎借上費）をもつて借り受けているものであるときは、当該土地の所在を管轄する財務局又は財務支局名（合同宿舎敷地であるときは、借上整理番号）を記入する。（宿舎現況記録（建物）の借上整理番号等欄の記入について同じ。）。

⑶　一時使用については、他の各省各庁の所管にかかる土地を一時使用しているものであるときは、当該土地を所管する各省各庁（部局）名を記入する。

７　本表については、同一担当課において国有財産台帳を備えているときは、これをもつて替えることができる。

別紙様式 3

No._____

宿舎現況記録（建物）	維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード	棟番号

市区町村コード	地域区分	所在地	宿舎（住宅）名	国有財産台帳口座番号	借上整理番号等

構造	形態	階層	建築年月日	財産区分	土地区分	昇降機	部分所管状況
			. . .				

異動年月日	異動事由	延べ面積	規格別戸数						備考
			a	b	c	d	e	計	
		㎡	戸	戸	戸	戸	戸	戸	

沿革	附帯施設	年月日	施設の内容	数量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

１　本表は、建物１棟ごとに別葉とする。

２　独立した物置、施設の建物は附帯施設として取り扱うこととし、本表における建物の１棟の取扱いについては、蔵理第2992号通達の定めるところによる。

３　維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード、棟番号及び市区町村コード欄は、蔵理第2992号通達に定めるところにより設定したコード番号を記入する。

４　地域区分欄は、令第13条第１項に規定する「有料宿舎の所在地の区分」を記入する。

５　構造欄は、当該建物の規則第６条第１項に規定する構造を記入する。

６　形態欄は、当該建物の規則第１条第３項に規定する単独宿舎又は共同宿舎の別を記入する。なお、共同宿舎のうち、独身者に貸与するために設置された宿舎については、さらに「（独身用）」と表示する。

７　階層欄は、当該建物の階層を記入する。ただし、１棟の建物に異なる階層がある場合は、最高の階層とし、庁舎の上に宿舎が合築となつている場合は、庁舎の階層を含めたもので階層を記入する。

８　建築年月日欄は、当該建物が新築された年月日を記入する。ただし、規則第14条第３項に規定する増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に規則14条第１項の年数の始期と異なる部分が存するときは、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期の年月日を記入する。

９　財産区分欄は、当該建物の法第４条第１項関係の国有財産、法第４条２項関係の国有財産、一般借受宿舎又は特別借受宿舎の別を記入する。

10　土地区分欄は、当該建物が所在する土地の所管国有財産、借受け又は一時使用の別を記入する。

11　昇降機欄は、当該建物の昇降機附設の有無を記入する。

12　部分所管状況欄は、１棟の建物の１部分を所管している宿舎について、その状況を記入する。

13　異動年月日及び異動事由欄は、当該建物の面積及び戸数に異動があつたときは、その年月日及び事由を記入する。この場合において、異動事由は蔵理第2992号通達に定めるところにより記入する。

14　延べ面積欄は、当該建物の延べ面積（国有財産台帳面積又は賃貸借契約面積）を小数点以下第３位以下を切り捨て、第２位までを記入する。

15　規格別戸数欄は、当該建物の規格別に戸数を記入する。１棟の建物に異なる規格がある場合は、その規格ごとに戸数を記入する。

16　沿革欄は、当該建物の特記すべき沿革の概要を記入する。

17　附帯施設欄は、当該建物に附設されている施設を記入する。

別紙様式 4

No.＿＿＿＿＿＿＿＿　宿 舎 現 況 記 録 (建 物)

宿舎名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード	棟番号	戸番

区画変更

	異動年月日	規格	専用面積	種類	貸与形態	1室貸与予定数	公用部分適用職名	公用部分面積	合同宿舎配分省庁	第15条第1項	第15条第3項	第18条	第14条第2項	第19条第1項	使用料
貸与条件	・　・　・		・　㎡					・　㎡		1　2345　6	該 非	該 非	該 非	該 非	円
	・　・　・		・					・		1　2345　6	該 非	該 非	該 非	該 非	
	・　・　・		・					・		1　2345　6	該 非	該 非	該 非	該 非	
	・　・　・		・					・		1　2345　6	該 非	該 非	該 非	該 非	
	・　・　・		・					・		1　2345　6	該 非	該 非	該 非	該 非	
	・　・　・		・					・		1　2345　6	該 非	該 非	該 非	該 非	
	・　・　・		・					・		1　2345　6	該 非	該 非	該 非	該 非	

	異動年月日	異動事由	氏　名	性	所　属	法第4条	職務の級等	世・独	1室貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備　考
入居状況	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（表　面）

	異動年月日	異動事由	氏　　名	性	所　　属	法第４条	職務の級等	世・独	1　室 貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備　　考
入居状況	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
	・　・　・					項						
同居の承認・模様替等工事の承認・義務違反の履行要求・損害賠償金の請求・軽減措置・明渡の訴等												

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（裏　面）

記載要領

１　本表は、１戸（単独宿舎又は共同宿舎の１戸を複数の職員に貸与しているものにあつては、１室）ごとに別葉とし、１戸の取扱いについては、蔵理2992号通達の定めるところによる。

２　維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード及び棟番号欄は、各戸の属する棟に付されている宿舎現況記録（建物）の同欄の番号と同一とする。

３　戸番欄は、蔵理第2992号通達の定めるところにより設定した番号を記入する。

４　区画変更には、次の場合に〇印を付する。

⑴　単独宿舎又は共同宿舎の１戸の部分を２以上の職員に貸与している場合（従前の現況記録は削除し、新規に貸与している数の現況記録を加え、戸番号欄の左から第５桁に室番を付することになる。）。

⑵　１世帯に独身者用宿舎の２以上の室を貸与している場合（数の大きい室番の現況記録を削除し、同室番は欠番となる。）。

５　⑴又は⑵の貸与の形態が解消したときは、区画変更に付された〇を抹消する（区画変更に〇印のある現況記録を削除し、新規に貸与の態様による現況記録を加える。）。

６　貸与条件欄

⑴　異動年月日欄は、１貸与の貸与条件の各欄に異動があつたときは、その年月日を記入する。

⑵　規格欄は、１貸与の規則第６条第２項に規定する規格を記入する。

⑶　専用面積欄は、１貸与の専用面積を小数点以下第３位以下を切り捨て、第２位までを記入する。この場合、１室に２以上の職員が入居する室について、貸与承認書に記載する面積を記載するときは、（　）をもつて上段に記入する。

⑷　種類欄は、１貸与の宿舎の有料・無料の別を記入する。

⑸　貸与形態欄は、貸与の状態からみた場合の単独宿舎又は共同宿舎の別を記入する。なお、共同宿舎については、さらに次の区分に従って表示する。

イ　ワンルーム型宿舎（宿舎１戸を１人の独身者に貸与するために設置された共同宿舎のうち、規則第15条１項第３号から第５号に掲げる設備が設けられているものをいう。）

ロ　世帯転用型宿舎（宿舎１戸を複数の独身者に貸与するために設置された共同宿舎のうち、規則第15条第１項第３号から第６号までに掲げる設備が設けられているものをいう。）

ハ　独身者用宿舎（独身者用として貸与される共同宿舎のうち、上記イ及びロを除くものをいう。）

ニ　単身赴任者用宿舎（単身赴任者に貸与するために設置された共同宿舎をいう。）

ホ　世帯者用宿舎（世帯者用として貸与される共同宿舎のうち、上記ニ以外のものをいう。）

⑹　１室貸予数欄は空欄とする。

⑺　公用部分適用職名欄は、１貸与の宿舎の規則第 16 条の規定に基づく公用部分の面積調整を受けている者の職名を記入する。

⑻　公用部分面積欄は、１貸与の宿舎の規則第16条の規定に基づく公用部分調整を受けている面積を小数点以下第３位以下を切り捨て、第２位まで記入する。

⑼　合同宿舎配分省庁欄は、１貸与の合同宿舎の当初配分された省庁名を記入する。

⑽　第15条第11項欄は、１貸与の宿舎の規則第15条第１項に規定する施設の差異を該当する各号に〇印を付する。ただし、規則第15条第２項の規定が適用される場合を除く。

⑾　第15条第３項欄は、当該宿舎について昇降機施設の有無を記入する。

⑿　第18条欄は、１貸与の宿舎の規則第18条に規定する土地の面積が著しく大きいことによる使用料調整の有無を記入する。

⒀　第14条第２項欄は、１貸与の宿舎の規則第14条第２項欄に規定する単身赴任者に貸与する場合又は若年独身者に貸与する場合の使用料調整の有無を記入する。

⒁　第19条第１項欄は、１貸与の宿舎の規則第19条第1項に規定する特別の事情による使用料調整の有無を記入する。

⒂　使用料欄は、１貸与の宿舎の月額使用料を記入する。この場合において、１室に２以上の職員が入居する室については、１人の月額使用料を（　）をもつて上段に記入する。

７　入居者状況欄

⑴　異動年月日及び異動事由欄は、１貸与の宿舎の入居状況の各欄に異動があつたときは、その年月日及び事由を記入する。

⑵　氏名欄は、１貸与の宿舎の入居者の氏名を記入する。この場合において、１室に２以上の職員が入居しているときも同様とする（下記⑼の記載例参照）。

⑶　性欄は、１貸与の宿舎の入居者の男子又は女子の別を記入する。

⑷　所属欄は、１貸与の宿舎の入居者の所属省庁及び部局（当該入居者が独立行政法人の職員の場合には、独立行政法人名及び事業所名を含む。）を記入する。この場合において、１室に２以上の職員が入居しているときも同様とする。なお、備考欄に当該職員の身分（国家公務員、国家公務員以外）の別を記入する。

⑸　法第４条欄は、１貸与の宿舎の入居者の法第４条第１項該当職員又は法第４条第２項該当職員の別を記入する。

⑹　職務の級等欄は、１貸与の宿舎の入居者が国の職員の場合には、職務の級（職務の級に準ずるものを含む。）を記入する。この場合において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一の行政職俸給表（一）の適用を受けない者については、昭和46年10月20日付蔵国有第4553号「国家公務員宿舎関係法令等に規定する行政職俸給表（一）の職務の級に属す

る職員等に準ずる職員の取扱いについて」通達により、行政職俸給表（一）の職務の級を（　　）をもつて上段に記入する。なお、独立行政法人の職員の場合には記入を要しない。また、専任管理人については、「専」とする。

⑺　世・独欄は、１貸与の宿舎の入居者の世帯又は独身（未婚でかつ、宿舎に単身で入居している者をいう。）の別を記入する。

⑻　１室貸与数欄は、独身者用宿舎の１室に入居している入居者数を記入する（下記⑼の記載例１参照）。

⑼　貸与区分欄は、宿舎の貸与状況を次により記入する。なお、法令の規定に基づいて、特別の法律により設立された法人に使用させている場合は、未貸与とする（記載例２参照）。

貸与の状況	記　号
貸　　与	0
未　貸　与	1
共　用　室	2
法第 18 条該当	3

（注）共用室とは、集会室、相談室等の用に供するため、貸与していないものをいう。

（記載例1）

入居状況	異動年月日	異動事由	氏　名	性	所　属		法第４条	職務の級等	世・独	１室貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備　考
	45. 4. 1	入 居	A	男	※	D省 E局	１項	7	独	1	0		
	45. 4. 2	〃	B	男	※	〃　〃	１項	8	〃	2	0		
	45. 4. 5	〃	C	男	※	〃　〃	１項	7	〃	3	0		
	46. 5. 1	退 居	B				項			2	0		
	46. 5. 4	〃	A・B				項				1		
	46. 6. 1	共 用					項				2		

※欄は、「蔵理第2992号通達」により付された省庁コード番号を記入する。

（記載例2）

入居状況	異動年月日	異動事由	氏名	性	所属		法第４条	職務の級等	世・独	１室貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備考
	15. 4. 1	入 居	F	男	※	G省 H局	１ 項	7	世		0		
	16. 4. 1	法人へ	F				項				1		使用許可
	18. 4. 1	復 帰	F	男	※	G省 I局	１ 項	8	世		0		

※欄は、「蔵理第2992号通達」により付された省庁コード番号を記入する。

⑽　明渡猶予期限欄は、１貸与の宿舎の入居者が法第18条第１項各号又は同条の第２項の規定により宿舎を明け渡すこととなつた場合の宿舎を明け渡すべき期日を記入する。

⑾　同居の承認、模様替等工事の承認、義務違反の履行要求、損害賠償の請求居、軽減借置、明渡の訴等欄は、１貸与の宿舎についての記録を記入する。

８　本カードについては、シグナル・インデックスに呼称される見出しをもつて、未貸与となつているもの、共用室の用に供しているもの及び法第18条に該当しているものについて表示すれば、未貸与宿舎の状況等が容易に知ることができる。

別紙様式 5

No._____　宿 舎 現 況 記 録（ 自 動 車 の保 管 場 所 ）

維持管理機関コード	宿舎（住宅）コード

市区町村コード	地域区分	所　　在　　地	宿舎（住宅）名

異動年月日	異動事由		施 設 の 形 態 別 台 数					貸与希望者数	備　　考
			敷地の地面	地下駐車場等	複数の階-屋内	複数の階-屋外	計		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（表　面）

異動年月日	異動事由	施設の形態別台数					貸与希望者数	備考
		敷地の地面	地下駐車場等	複数の階−屋内	複数の階−屋外	計		
その他参考事項								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（裏　面）

記載要領

１　本表は、宿舎（住宅）ごとに別葉とする。

２　維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード、市区町村コード欄は、蔵理第2992号通達の定めるところにより設定したコードの番号を記入する。

３　地域区分欄は、令第13条第１項に規定する「有料宿舎の所在地の区分」を記入する。

４　異動年月日及び異動事由欄は、施設の形態別台数及び貸与希望者数の各欄に異動があったときは、その年月日及び事由を記入する。

５　施設の形態別台数欄は、令第14条第１項及び規則第20条の３に規定する自動車の保管場所の施設の形態による区分別に収容台数を記入する。

６　貸与希望者数欄は、毎年９月１日現在において整理簿に記載されている貸与希望者の人数を調査し、これを更新するものとする。

別紙様式 6

No._____　宿舎現況記録（ 自動車の保管場所・貸与）

維持管理機関コード	宿舎（住宅）コード	自動車の指定 保 管 場 所	施設の形態

宿舎名_____

異　動 年月日	異動 事由	戸番	氏　　名	所属	自動車 の車名	自 動 車 登録番号	自動車の 使 用 者	本人との 続柄	使用料	明渡猶予期限	備　考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（表　面）

異 動 年月日	異動 事由	戸番	氏　　名	所属	自動車 の車名	自 動 車 登録番号	自動車の 使 用 者	本人との 続柄	使用料	明渡猶予期限	備　考
その他参考事項											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（裏　面）

記載要領

１　本表は、自動車の保管場所１区画ごとに別葉とする。

２　維持管理機関コード及び宿舎（住宅）コード欄は、蔵理第2992号通達の定めるところにより設定したコードの番号を記入する。

３　自動車の指定保管場所欄は、１団地の宿舎における自動車の保管場所１区画ごとに設定した番号を記入する（番号は４桁をもって維持管理機関が指定する。）。

４　施設の形態欄は、令第14条及び規則第20条の３に規定する自動車の保管場所の施設の形態による区分を記入する。

５　異動年月日及び異動事由欄は、自動車の指定保管場所の貸与状況の各欄に異動があったときは、その年月日及び事由を記入する。

６　戸番欄は、宿舎現況記録（貸与）の同欄の番号と同一とする。

７　氏名欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者の氏名を記入する。

８　所属欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者の所属省庁及び部局（当該被貸与者が独立行政法人の職員の場合には独立行政法人名及び事業所名を含む。）を記入する。

９　自動車の車名欄は、自動車の指定保管場所に駐車する自動車の車名を記入する。

10　自動車登録番号欄は、自動車の指定保管場所に駐車する自動車の登録番号を記入する。

11　自動車の使用者欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者と使用者が異なる場合に使用者の氏名を記入する。

12　本人との続柄欄は、自動車の使用者欄を記入した場合において被貸与者との続柄を記入する。

13　使用料欄は、自動車の保管場所に係る宿舎使用料を記入する。

14　明渡猶予期限欄は、１貸与の宿舎の入居者が法第18条第１項各号又は同条第２項の規定により宿舎を明け渡すこととなった場合の宿舎を明け渡すべき期日を記入する。

別紙様式 7

No.

宿舎現況記録(宿舎使用料)

宿舎(住宅)名	

建築年月日		増築・その他工事年月日		構造		棟番号				戸番				

異動年月日		異動事由		規則第14条第2項の規定による調整	

規格の判定					
規則第6条第2項			規則第6条第3項		規格
延べ面積	寒冷地区分	加算面積	独立専用物置面積	独立専用物置加算面積	

1平方メートル当たり調整済基準使用料										
令第13条第1項	規則第14条第1項		(1)−(2)の金額	規則第15条第1項	(3)又は(4)	規則第15条第3項	規則第18条	規則第19条	規則第20条	調整済使用料の額(5)+(6)+(7)±(8)+(9)
1平方メートル当たり基準使用料	経過年数	経年控除額		施設の差異による調整額(3)×調整率	金額	昇降機加算額	土地面積が著しく大きいことによる加算額	特別事情による調整額	消費税等加算額	
(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(A)

調整済延べ面積				
令第13条第1項	規則第16条	規則第17条	規則第19条	調整済み延べ面積(端数を切り捨てる)(10)−(11)−(12)±(13)
延べ面積	公用部分控除面積	延べ面積が著しく大きいことによる控除面積	特別事情による調整面積	
(10)	(11)	(12)	(13)	(B)

自動車の保管場所調整済基準使用料					
令第14条第1項		規則第20条の3		規則第20条の4	調整済使用料の額(14)±(15)±(16)
自動車の保管場所	基準使用料	施設の差異	施設の差異による調整額	特別事情による調整額	
	(14)		(15)	(16)	(C)

決定使用料	
(A)×(B)(端数を切り捨てる)	(C)×12.5(端数を切り捨てる)
(17)	(18)

1平方メートル当たりの基準使用料				
令第13条第1項		規則第13条第1号	規則第13条第2号	規格による調整後の基準使用料(19)−(20)又は(19)−(21)
地域区分	基準使用料	規格による調整(寒冷地)	規格による調整(独立専用物置)	
	(19)	(20)	(21)	

施設の差異の調整率の積算(規則第15条第1項)(ただし、第15条第2項が適用される場合を除く)						
(22)						調整率1−(10/100×(22)の該当数)ただし、70/100を下回るときは70/100
第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	

昇降機加算額の積算(規則第15条第3項)								
保守経費				運行に要した電気料			総専用面積	加算額((26)+(29))÷(30)
保守料	契約方式		負担額(23)×(24)又は(23)×(25)	月額の基本料金	1月平均電力使用料金	負担額(27)+(28)		
	フルメンテナンス50/100	P.O.G 100/100						
(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	

土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算(規則第18条)								
土地の面積	自動車の保管場所の面積	建物の延べ面積の3倍の数	加算面積(31)−(32)−(33)	1平方メートル当たりの土地の価格	規則第18条の表に掲げる金額	負担額(34)×(35)	調整済延べ面積(10)−(11)−(12)	加算額(36)÷(37)
(31)	(32)	(33)	(34)		(35)	(36)	(37)	

特別の事情による調整の承認内容(規則第14条2項)		
財務大臣の承認書		調整方法の内容等
年月日	文書記号番号	

消費税及び地方消費税に相当する額の積算(規則第20条)				
規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第18条又は規則第14条2項の規定により調整した基準使用料の額(税抜)	独立専用物置面積	消費税及び地方消費税に相当する額(38)×(39)×消費税等の率	調整済延べ面積(10)−(11)−(12)±(13)	加算額(40)÷(41)
(38)	(39)	(40)	(41)	

特別の事情による調整の承認内容(規則第20条の4)		
財務大臣の承認書		調整方法の内容等
年月日	文書記号番号	

その他参考事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

１　本表は、原則として、各戸（室）ごとに別葉とするが、宿舎使用料の積算基礎である建築年月日、構造、延べ面積及び立地条件等使用料の調整が同一のものについては、棟又は宿舎（住宅）ごとに適宜とりまとめることができる。

２　本表をとりまとめたときは、棟番号及び戸番欄に、そのとりまとめた宿舎の棟番号及び戸番を記入する。

３　建築年月日欄は、当該建物が新築された年月日を記入する。

４　増築、他工事年月日欄は、規則第14条第３項に規定する増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に規則14条第１項の年数の始期と異なる部分が存するときは、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期の年月日を記入する。

５　異動年月日及び異動事由欄は、使用料の算定方法に異動が生じた年月日及び事由を記入する。

６　規則第14条第２項の規定による調整欄は、同条による単身赴任者への使用料の調整を行う場合又は若年独身者への使用料の調整を行う場合、「〇」を入力する。また、同条の調整を行う場合は、１平方メートル当たりの調整済基準使用料（(1)及び(2)の欄に限る。）及び１平方メートル当たりの基準使用料（(18)、(19)及び(20)の欄に限る。）の欄には、国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第27号）による改正前の令第13条第１項並びに国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第７号）による改正前の規則第13条及び第14条第１項の規定に基づいて算出された額を記入する。

７　規格の判定欄は、規則第６条第２項及び第３項に規定する延べ面積、寒冷地区分、寒冷地による加算面積並びに独立専用物置その他財務大臣が定めるものの面積及び財務大臣の定める加算面積並びに判定された規格を記入する。

８　１平方メートル当たり調整済基準使用料、調整済延べ面積及び自動車の保管場所調整済基準使用料欄は、令第13条、第14条及び規則第13条から第20条の４までの規定に基づいて算出された額及び面積をそれぞれ該当する欄に記入する。また、決定使用料欄においては、（Ａ）と（Ｂ）を乗じた金額、（Ｃ）に12.5を乗じた金額を表示するものとする。

９　１平方メートル当たりの基準使用料、施設の差異による調整率の積算、昇降機加算額の積算、土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算、特別の事情による調整の承認内容並びに消費税及び地方消費税に相当する額の積算欄は、それぞれ規則第13条、第15条第１項及び第３項、第18条、第19条並びに第20条に規定する積算基礎及び承認の根拠を記入する。なお、昇降機附設による加算額の積算欄の保守経費及び運行に要した電気料の額は税込みの額とする。

10　施設の差異の調整率の積算欄の（21）の各欄は、規則第15条第１項各号に該当するものについて該当欄に〇印を付する。ただし、規則第15条第２項の規定が適用される場合を除く。

11　昇降機加算額の積算欄の運行に要した電気料欄の月額の基本料金及び１月平均電力使用料金の算出根拠は、その他参考事項欄に記入する。

別紙様式 7（改正省令附則第2項経過措置適用宿舎用）

No.

宿舎現況記録(宿舎使用料)

宿舎(住宅)名	

建築年月日		増築・その他工事年月日		構造		棟番号				戸番				

異動年月日		異動事由		規則第14条第2項の規定による調整	

規格の判定

規則第6条第2項			規則第6条第3項		規格
延べ面積	寒冷地区分	加算面積	独立専用物置面積	独立専用物置加算面積	

1平方メートル当たり調整済基準使用料

令第13条第1項	規則第14条第1項		(1)−(2)の金額	規則第15条第1項	(3)又は(4)	規則第15条第3項	規則第18条	規則第19条	規則第20条	調整済使用料の額(5)+(6)+(7)±(8)+(9)
1平方メートル当たり基準使用料	経過年数	経年控除額		施設の差異による調整額(3)×調整率	金額	昇降機加算額	土地面積が著しく大きいことによる加算額	特別事情による調整額	消費税等加算額	
(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(A)

調整済延べ面積

令第13条第1項	規則第16条	規則第17条	規則第19条	調整済み延べ面積(端数を切り捨てる)(10)−(11)−(12)±(13)
延べ面積	公用部分控除面積	延べ面積が著しく大きいことによる控除面積	特別事情による調整面積	
(10)	(11)	(12)	(13)	(B)

自動車の保管場所調整済基準使用料

令第14条第1項		規則第20条の3		規則第20条の4	調整済使用料の額(14)±(15)±(16)
自動車の保管場所	基準使用料	施設の差異	施設の差異による調整額	特別事情による調整額	
	(14)		(15)	(16)	(C)

決定使用料

((A)−e)×(B)（端数を切り捨てる）	(C)×12.5（端数を切り捨てる）
(17)	(18)

1平方メートル当たりの基準使用料

令第13条第1項		規則第13条第1号	規則第13条第2号	規格による調整後の基準使用料(19)−(20)又は(19)−(21)
地域区分	基準使用料	規格による調整(寒冷地)	規格による調整(独立専用物置)	
	(19)	(20)	(21)	

施設の差異の調整率の積算(規則第15条第1項)（ただし、第15条第2項が適用される場合を除く）

(22)						調整率 1−(10/100×(22)の該当数)ただし、70/100を下回るときは70/100
第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	

昇降機加算額の積算(規則第15条第3項)

保守経費				運行に要した電気料			総専用面積	加算額((26)+(29))÷(30)
保守料	契約方式		負担額(23)×(24)又は(23)×(25)	月額の基本料金	1月平均電力使用料金	負担額(27)+(28)		
	フルメンテナンス 50/100	P.O.G 100/100						
(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	

土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算(規則第18条)

土地の面積	自動車の保管場所の面積	建物の延べ面積の3倍の数	加算面積(31)−(32)−(33)	1平方メートル当たりの土地の価格	規則第18条の表に掲げる金額	負担額(34)×(35)	調整済延べ面積(10)−(11)−(12)	加算額(36)÷(37)
(31)	(32)	(33)	(34)		(35)	(36)	(37)	

特別の事情による調整の承認内容(規則第14条2項)

財務大臣の承認書		調整方法の内容等
年月日	文書記号番号	

消費税及び地方消費税に相当する額の積算(規則第20条)

規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第18条又は規則第14条2項の規定により調整した基準使用料の額(税抜)	独立専用物置面積	消費税及び地方消費税に相当する額(38)×(39)×消費税等の率	調整済延べ面積(10)−(11)−(12)±(13)	加算額(40)÷(41)
(38)	(39)	(40)	(41)	

特別の事情による調整の承認内容（規則第20条の4）

財務大臣の承認書		調整方法の内容等
年月日	文書記号番号	

改正省令附則第2項に規定する経過措置を適用した場合の調整済基準使用料から控除する額

寒冷地とみなした1平方メートル当たり基準使用料	寒冷地とみなした経年控除額	経過措置適用後の（基準使用料－経年控除額）	寒冷地とみなした特別事情調整額	経過措置適用後の特別事情による調整額	消費税等加算額	調整済基準使用料a×施設の差異による調整率+(6)+(7)±b+c	調整済基準使用料から控除する額((A)−d)×期間の区分に応じた調整
		a		b	c	d	e

その他参考事項

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

１　本表は、原則として、各戸（室）ごとに別葉とするが、宿舎使用料の積算基礎である建築年月日、構造、延べ面積及び立地条件等使用料の調整が同一のものについては、棟又は宿舎（住宅）ごとに適宜とりまとめることができる。

２　本表をとりまとめたときは、棟番号及び戸番欄に、そのとりまとめた宿舎の棟番号及び戸番を記入する。

３　建築年月日欄は、当該建物が新築された年月日を記入する。

４　増築、他工事年月日欄は、規則第14条第３項に規定する増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に規則14条第１項の年数の始期と異なる部分が存するときは、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期の年月日を記入する。

５　異動年月日及び異動事由欄は、使用料の算定方法に異動が生じた年月日及び事由を記入する。

６　規則第14条第２項の規定による調整欄は、同条による単身赴任者への使用料の調整を行う場合又は若年独身者への使用料の調整を行う場合、「〇」を入力する。また、同条の調整を行う場合は、１平方メートル当たりの調整済基準使用料（(1)及び(2)の欄に限る。）及び１平方メートル当たりの基準使用料（(18)、(19)及び(20)の欄に限る。）の欄には、国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第27号）による改正前の令第13条第１項並びに国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第７号）による改正前の規則第13条及び第14条第１項の規定に基づいて算出された額を記入する。

７　規格の判定欄は、規則第６条第２項及び第３項に規定する延べ面積、寒冷地区分、寒冷地による加算面積並びに独立専用物置その他財務大臣が定めるものの面積及び財務大臣の定める加算面積並びに判定された規格を記入する。

８　１平方メートル当たり調整済基準使用料、調整済延べ面積及び自動車の保管場所調整済基準使用料欄は、令第13条、第14条及び規則第13条から第20条の４までの規定に基づいて算出された額及び面積をそれぞれ該当する欄に記入する。また、決定使用料欄においては、（Ａ）と（Ｂ）を乗じた金額、（Ｃ）に12.5を乗じた金額を表示するものとする。

９　１平方メートル当たりの基準使用料、施設の差異による調整率の積算、昇降機加算額の積算、土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算、特別の事情による調整の承認内容並びに消費税及び地方消費税に相当する額の積算欄は、それぞれ規則第13条、第15条第１項及び第３項、第18条、第19条並びに第20条に規定する積算基礎及び承認の根拠を記入する。なお、昇降機附設による加算額の積算欄の保守経費及び運行に要した電気料の額は税込みの額とする。

10　施設の差異の調整率の積算欄の（21）の各欄は、規則第15条第１項各号に該当するものについて該当欄に〇印を付する。ただし、規則第15条第２項の規定が適用される場合を除く。

11　昇降機加算額の積算欄の運行に要した電気料欄の月額の基本料金及び１月平均電力使用料金の算出根拠は、その他参考事項欄に記入する。

12　改正省令附則第２項に規定する経過措置を適用した場合の調整済基準使用料から控除する額欄は、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（令和７年財務省令第８号）附則第２項に規定する経過措置の根拠を記入する。また、調整済基準使用料から控除する額欄においては、（(A)－ｄ）の額に、施行日から令和８年３月31日までは2/3、令和８年４月１日から令和９年３月31日までは1/3を乗じて算出された額を記入する。